

消費税引き上げに伴う審査料、登録料変更のお知らせ

2016年11月28日に施行された法律（平成28年法律第85号及び第86号）に基づき、2019年10月1日から消費税の税率が10%へ引き上がることとなっています。

これにより当協会からの請求に関しては、新税率(10%)にて計算しご請求いたします。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

■ 2018年6月から12月に登録した事業者

申請登録料（税込） サービス単位 ※審査料を含む

	毎年払い		2年一括払い
	2018年6月登録の事業者	1年目	
	2年目	216,000円※	
2018年10月、12月登録の事業者	1年目	216,000円※	
	2年目	220,000円(注)	

※旧税率(8%)による請求・支払いは完了しています。

(注)2019年8月、10月に請求書発行いたします。

■ 2019年1月以降の申請・登録事業者

1) 審査料(税込) サービス単位：文書審査の実施月に請求書発行いたします。

2019年度第2回文書審査 (2019年8月)まで	43,200円(税込)※
2019年度第3回文書審査 (2019年11月)以降	44,000円(税込)

2) 登録料(税込) サービス単位：台帳登録月に請求書発行いたします。

	毎年払い		2年一括払い
	2019年度第1回登録 (6月末登録)	1年目	
2年目		198,000円(注)	
2019年度第2回登録 (10月登録)以降	1年目	198,000円	3520,000円
	2年目	198,000円(注)	

※旧税率(8%)による請求・支払いは完了しています。

(注)2020年の2年目に請求書発行いたします。